

# 利 用 約 款

## 利 用 同 意 書 (控)

通所リハビリテーション  
(介護予防通所リハビリテーション)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者：社会医療法人 恵仁会

事業所名：くろさわ病院通所リハビリテーション

(約款の目的)

第1条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業者である、社会医療法人 恵仁会（以下、「事業者」といいます）は、要介護（要支援）の認定を受け、これより介護保険サービスを受けようとする方（以下、「利用者」といいます）に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその住居において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者を代理する者（以下、「代理人」という）は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は利用者または代理人が通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を事業者に提出した      年      月      日以降から効力を有します。但し、代理人に変更があった場合には新たに同意を得ることとします。

2、利用者は、前項に定める事項の他、本約款・利用案内の改定が行われぬ限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し事業者を利用することができるものとします。

(サービス提供の記録)

第3条 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、利用終了後2年間保管します。但し、苦情及び事故に関する記録は利用終了後5年間保管します。

2、事業者は、利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては利用者の承諾その他必要と認められる限り、これに応じます。

(利用料金)

第4条 利用者及び代理人は、連帯して、事業者に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、利用案内の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計金額及び利用者が個別に利用したサービス提供に伴い必要となる額の合計金額を支払う義務があります。但し、事業者は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2、事業者は、利用者または代理人その指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法にて毎月15日以降の利用日または月中に利用者または代理人その指定する者に対し交付します。支払い方法は、指定口座からの引き落とし又は事業者指定口座への振込み又は窓口支払いによるものとします。支払い方法は事前に確認し、双方合意した方法によります。

3、事業者は、利用者または代理人から1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び代理人その指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(料金の変更)

第5条 事業者は、利用者または代理人に対して、事前に文章で通知することにより利用にかかる料金の変更を申し入れることができます。

2、利用者または代理人が料金の変更を承諾する場合、新たな料金を確認の上、【利用料金表別紙】を作成し、お互いに取り交わします。

3、利用者または代理人は、利用料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、通知することにより、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを解約することができます。

(サービス利用の終了)

第6条 利用者または代理人は事業者に対して、利用中止の通知をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び代理人は速やかに事業者及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者または代理人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を事業者にお支払いいただきます。

2、事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者または代理人に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

3、次の事由に該当した場合は、利用者または代理人は通知することにより、直ちに本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族、代理人などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産した場合

4、次の事由に該当した場合には事業者は、利用者及び代理人に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ①利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ②利用者及び代理人が利用案内に定める利用料金を3ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合
- ③利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ④利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業者での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤利用者が介護保険施設に入所した場合
- ⑥利用者またはその家族、代理人が事業者、事業者の職員または他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ⑦天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、利用者に通所リハビリテーションサービスを利用させることができない場合
- ⑧利用者が死亡した場合

(秘密保持及び個人情報の保護)

第7条 事業者及びその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族、代理人等に関する秘密、個人情報の利用目的を別紙の通り定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の事由については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防居宅介護支援事業所〕）との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2、前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第8条 事業者は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、併設医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2、前項のほか、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第9条 サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2、前項のほか、事業者は利用者の家族等又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(連携)

第10条 事業者は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(要望又は苦情の申出)

第11条 利用者及び代理人は、事業者の提供するサービスに対しての要望または苦情について、苦情処理担当者等に申し出ることができ、又は、所定の用紙を使用し、管理者宛の文書で申し出ることができます。

(虐待の防止について)

第12条 事業者は、利用者及び家族の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- 1、虐待防止に関する責任者を選定しています。
- 2、成年後見人制度の利用を支援します。
- 3、苦情解決体制を整備します。
- 4、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(身体拘束について)

第13条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業者の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(感染症対策について)

第14条 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 1、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3、事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その内容について、従業員に周知徹底しています。
- 4、事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備しています。
- 5、従業員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(業務継続に向けた取り組みについて)

第15条 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務改善計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 2、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(賠償責任)

第16条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由によって、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して、その損害を賠償するものとします。

- 2、利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び代理人は連帯して、事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

(本約款に定めのない事項)

第17条 利用者および事業者は、信義誠実をもって本約款を履行するものとします。

- 2、本約款に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(審判管轄)

第18条 本約款に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書（控）

社会医療法人 恵仁会  
理事長 黒澤 一也殿

くろさわ病院通所リハビリテーションを利用するにあたり、「利用案内」及び「利用約款」を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意いたします。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

〈利用者〉 氏名：\_\_\_\_\_

住所：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

〈代理人〉 氏名：\_\_\_\_\_

住所：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

【本約款第4条における利用料支払い方法】

本人指定口座からの引落し       事業者指定口座への振込み       窓口での現金支払い

\*請求書及び領収書送付希望の場合、その送付先

氏名	(続柄)
住所	(電話番号)

【本約款第9条2項における緊急時及び事故発生時の連絡先】

氏名	(続柄)
住所	(電話番号)

